

平成22年10月1日

中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室 審査官 池田 稔
Tel 03-5403-2175
Fax 03-5403-2250

**関西宇部不当労働行為再審査事件**  
〔中労委平成21年(不再)第53号〕命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 菅野和夫）は、平成22年9月30日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

**命 令 の ポ イ ン ト**

**～ 会社が輸送運賃の履行問題及び人員補充問題についての団交申し入れを拒否したことは、不当労働行為に該当しないとした事案 ～**

- 1 輸送運賃の履行問題は、会社の義務的団交事項に該当しないこと、会社が交渉を委任した経営者会が対処すべき事項であることなどから、会社が団交申し入れに応じなかったことには正当な理由がある。
- 2 人員補充問題は義務的団交事項に該当し、会社は同問題についての交渉に誠意をもって対応したが、あくまで人員補充を求める組合との間で交渉は実質的に決裂していた。このため、会社が団交申し入れに応じなかったことには正当な理由がある。

**I 当事者**

- 1 再審査申立人：全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（「組合」）  
（大阪府大阪市）  
組合員 約1,800名（平成21年10月現在）
- 2 再審査被申立人：株式会社関西宇部（「会社」）（大阪府大阪市）  
従業員 約100名（平成20年7月現在）

**II 事案の概要等**

- 1 本件は、組合が、会社に対し、平成20年7月14日付けで申し入れた団体交渉要求事項（「本件団交申し入れ」）のうち、次の①及び②の事項について、会社が団体交渉を拒否したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事件である。
  - ① 会社が加盟し団体交渉を委任する大阪兵庫生コン経営者会（「経営者会」）と組合を含む5労組との間で締結した協定（「08春闘協定」）の輸送運賃の履行問題
  - ② 組合との20年1月29日付け協定書（「1.29協定書」）の人員補充問題
- 2 初審大阪府労委は、上記1の①、②共に会社の義務的団交事項には当たらない等として、上記1の救済申立てを棄却したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てたものである。

### Ⅲ 命令の概要等

#### 1 命令主文

本件再審査申立てを棄却する。

#### 2 判断要旨

##### (1) 輸送運賃の履行問題(上記Ⅱの1の①)に係る会社の団交拒否は労働組合法第7条第2号に該当するか。

ア 会社が、同①に係る組合の本件団交申し入れに応じなかったことは認められる。

イ しかしながら、①本件の輸送運賃の履行問題は、本来、会社の経営に関する事項であって義務的団交事項とはならないこと、②輸送運賃の引上げに関する08春闘協定によれば、同問題は経営者会が対処すべき事項であって、会社は、経営者会に団交申し入れをすることなく直接申し込まれた団体交渉に応じるべき立場にはないこと、③会社は、経営者会が08春闘協定に基づき策定した「輸送運賃引上げについての指針」に従い、輸送運賃の引上げを行っていることから、会社が、組合の輸送運賃の履行問題を議題とする本件団交申し入れに応じなかったことには正当な理由がある。よって、同問題に係る会社の団交拒否は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には当たらない。

##### (2) 人員補充問題(上記Ⅱの1の②)に係る会社の団交拒否は労働組合法第7条第2号に該当するか。

ア 会社が、同②に係る組合の本件団交申し入れに応じなかったことは認められる。

イ 会社は、人員補充問題について、組合と1.29協定書を締結していること、同問題は組合員の労働条件に直接影響する義務的団交事項といえることから、会社は、同問題に係る団交申し入れに対し誠実に交渉に応じる義務がある。

ウ しかしながら、組合の本件団交申し入れ以前の同問題に係る団体交渉等において、会社は自らの主張を裏付ける資料を提示して、人員補充ができない実情を説明するなどして誠意をもって対応したが、あくまで人員補充を求める組合との間で、団体交渉は行き詰まりの状態に達し、実質的に決裂していたといわざるを得ないから、会社が、人員補充問題を議題とする本件団交申し入れに応じないことには正当な理由がある。よって、同問題に係る会社の団交拒否は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たらない。

【参 考】 本件審査の状況

- ・ 初審救済申立日 平成20年7月31日 (大阪府労委平成20年(不)第49号)
- ・ 初審命令交付日 平成21年12月10日
- ・ 再審査申立日 平成21年12月16日